

はじめに

日頃より関係諸機関の皆様方には、当センターの業務に対しご理解ご協力をいただき感謝申し上げます。さて、東部療育センターは、令和6年度で開設14年目を迎えました。当センターは東区全域を担当し、知的障がい・肢体不自由・発達障がいのお子さま、または発達が気になるお子さまが、地域で安心して暮らせるように、ご家族の相談相手となり、地域の多職種の専門職が個々の障がいや発達状況に応じてサポートやアドバイスを行うだけでなく、地域の幼稚園や保育園との連携も図って参りました。

令和6年度4月の改正児童福祉法の施行により、児童発達支援センター等に求められる4つの中核機能として、①幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能 ②地域の障害児支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能 ③地域のインクルージョンの中核機能 ④地域の発達支援に関する入口としての相談機能の4つが挙げられています。これまでも当センターが担ってきた機能の位置付けが明確になったものと感じています。

市内の児童発達支援事業所への支援や単独通園後の預かり事業、医療的ケア児の送迎モデル事業など新たな取り組みも始まりました。当センターの果たすべき役割は、利用者のニーズや社会や家族の在り方などとともに変化がみられますが、お子さんとご家族が地域で安心して暮らせるようにこれからも関係諸機関との連携やご支援をいただきながら、職員一同研鑽を重ねてまいりたいと存じます。どうぞよろしく願いいたします。

福岡市立東部療育センター
センター長 平井尚史

目 次

第 1	センターの概要	
	1 沿 革	1
	2 各階の平面図	3
	3 業務の概要	4
	4 組織・定数	5
	5 通園・訓練までの流れ	5
	6 福岡市の療育システム	6
第 2	相談事業	
	1 診療部門	7
	2 相談部門	10
	3 訓練部門	14
	4 保護者学習会	17
	5 東部セミナー	18
	6 ペアレントトレーニング	18
第 3	障がい児等療育支援事業	
	1 概 要	19
	2 内 容	19
	3 実施状況	22
第 4	訪問支援事業	
	1 特別支援保育（さぼーと保育）への技術援助	24
	2 私立幼稚園障がい児支援事業	24
	3 居宅訪問型児童発達支援事業	25
第 5	障がい児相談支援事業(障がい者相談支援事業)	
	1 概 要	26
	2 実施状況	26
第 6	通園事業	
	1 定 員	28
	2 療育の目標	28
	3 わかば園クラス編成	28
	4 日 課	29
	5 年間行事	29

	6 療育内容	30
	7 療育人数・療育日数	32
	8 在籍児の状況	32
第7	一時預かり事業	
	1 概要	35
	2 内容	35
	3 実施状況	36
第8	日中一時支援事業	
	1 概要	37
	2 内容	37
	3 実施状況	38
第9	給食	
	1 概要	39
	2 給食基準	39
	3 調理状況	39
	4 特別調理	40
	5 その他	40
第10	啓発に関する事業	
	1 センター公開講座	41
	2 東福岡特別支援学校との連携	41
	3 地域との連携	42
	4 福岡市社会福祉事業団公開講座（あいあいセミナー）	42
	5 福祉用具フェスタ	42
第11	分園（すてっぷ松香台）	
	1 概要	43
	2 目的	43
	3 対象	43
	4 内容	43
	5 事業実績	43
第12	その他	
	1 技術援助	44
	2 実習生・見学者	44
	3 研修・研究	45
	4 ボランティア	47

第 1 センターの概要

1 沿革

福岡市では、心身障がい福祉センターを中核として医療機関、保健所、児童相談所等の関係機関との連携のもと、肢体不自由児通園施設、知的障がい児通園施設の療育サービスを行ってきたが、肢体不自由児通園施設が対象年齢により市内に実質1カ所しかなく、児童・保護者の負担が大きいこと、また知的障がい児通園施設においても姿勢・運動・言語の訓練など、医療的なケアの必要性が高まっていることから、地域の核となる新たな療育センターの整備について検討がなされてきた。その結果、平成11年度に「療育センター基本計画」が策定され、市内の東部及び西部に療育センターを整備することが定められた。

東部療育センターは、利用者や施設関係者の要望・意見を踏まえて設計され、平成21年12月に工事着工、同23年4月に開所した。

なおこれに伴い、昭和48年度の開所から東区において療育サービスを行ってきた「福岡市立わかば学園」は平成23年3月をもって閉園した。

平成11年度

●療育センター基本計画

平成11年 5月10日 策定

平成19年度

●東部療育センター基本計画検討委員会

平成19年 8月16日～平成19年12月 3日 委員会（計5回）

平成20年度

●基本設計

平成20年 8月29日 策定

●実施設計

平成21年 3月15日 策定

平成21年度

●東部療育センター運営審査委員会

平成21年 9月28日 審査

●指定管理者の指定に関する議案

平成21年12月14日 議会上程
12月22日 議決

●工事

平成21年12月23日～平成23年 1月10日

平成22年度

●福岡市社会福祉事業団事務局における開設準備室

平成22年	4月	1日	設置（専任職員2人、兼任職員8人）
平成23年	2月	1日	兼任職員3人を専任とした。
	3月	1日	兼任職員4人を専任とした。
	3月	23日	落成式

平成23年度

●開所

平成23年	4月	1日	開所
	4月	7日	診療所診察業務開始
	4月	11日	第1回入園式（通園療育開始）
	7月	1日	日中一時支援事業開始

平成24年度

平成24年	4月	1日	児童福祉法改正により、わかば園は「知的障がい児通園施設」から「児童発達支援センター」に移行
	4月	1日	障害者自立支援法及び児童福祉法の一部改正により、「指定相談支援事業所」は福岡市より「指定特定相談支援事業所」と「指定障がい児相談支援事業所」として再指定
	4月	1日	わかば園通園児定数を60人から70人に変更

平成25年度

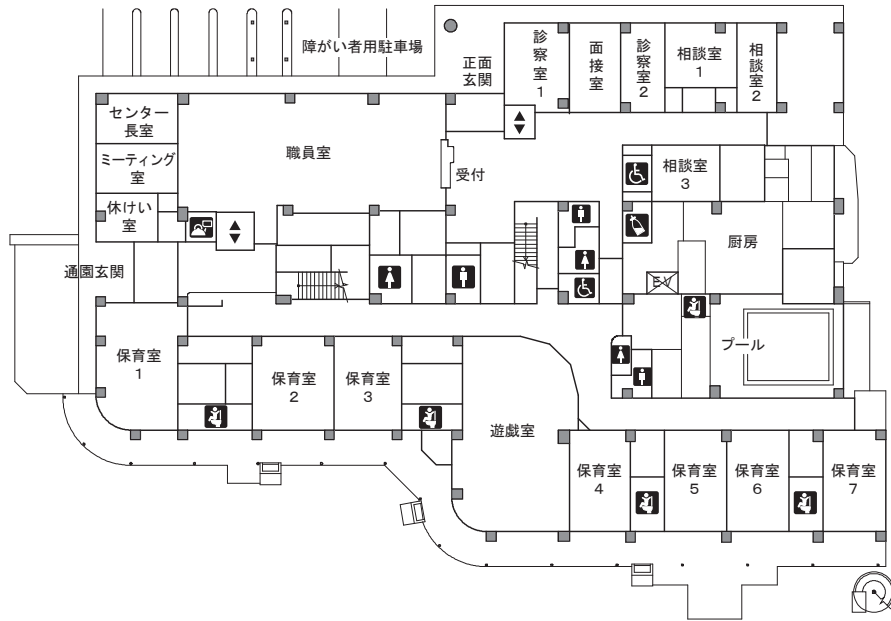
平成25年	4月	1日	通園希望者の増加により通園児定員の125%受入を行う。これ以降最大125%まで受入れを慣行する。
-------	----	----	--

平成28年度

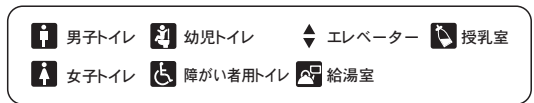
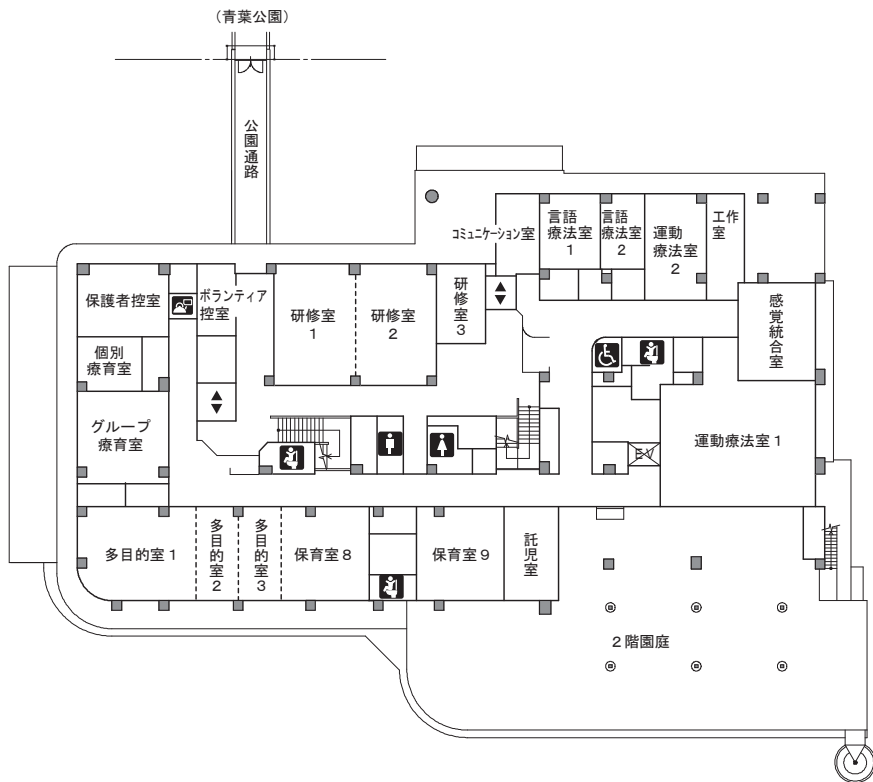
平成28年	4月	1日	児童発達支援事業所（自主事業）として、東区松香台に東部療育センター分園「すてっぷ松香台」を開所
-------	----	----	---

2 各階の平面図

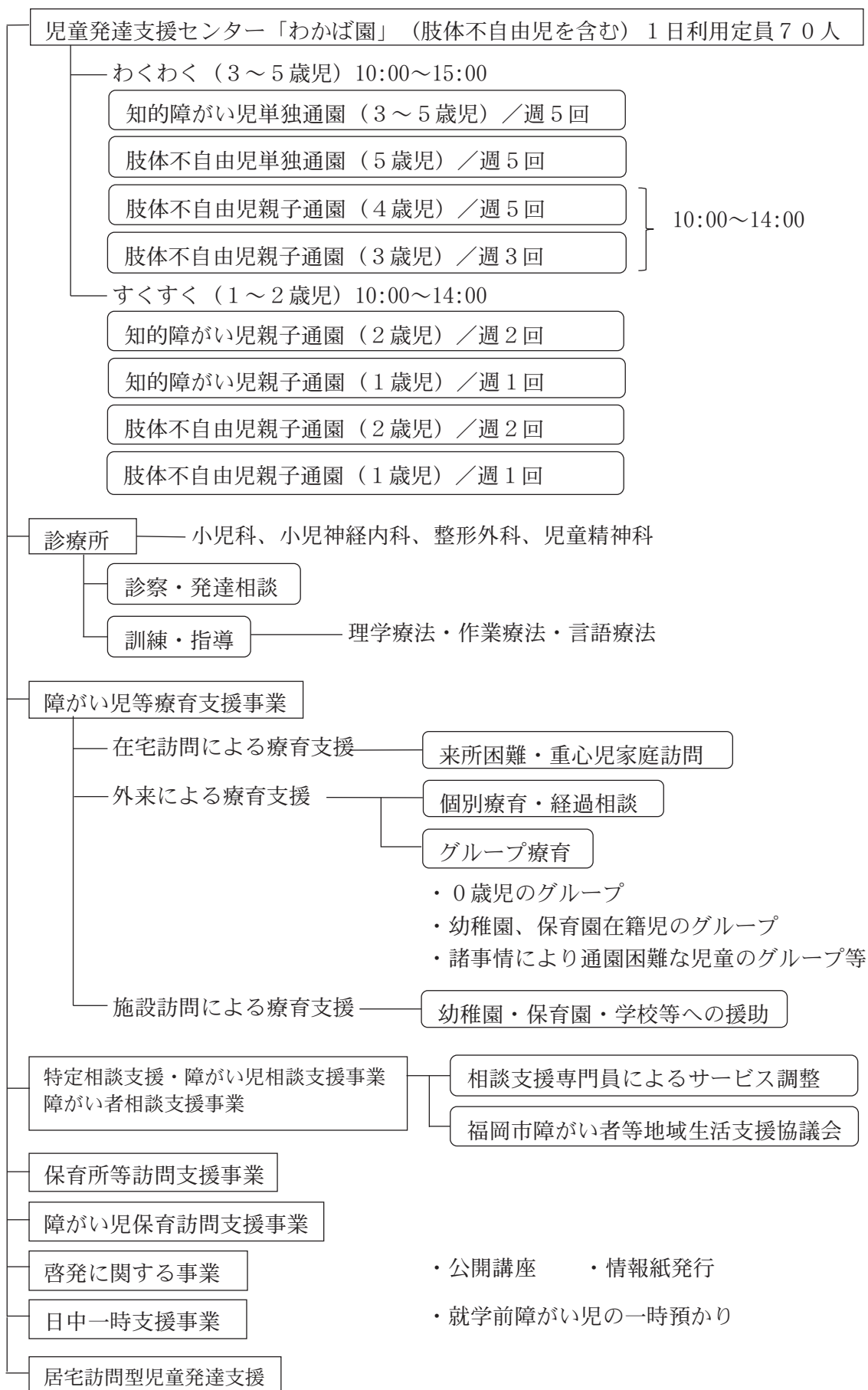
1F



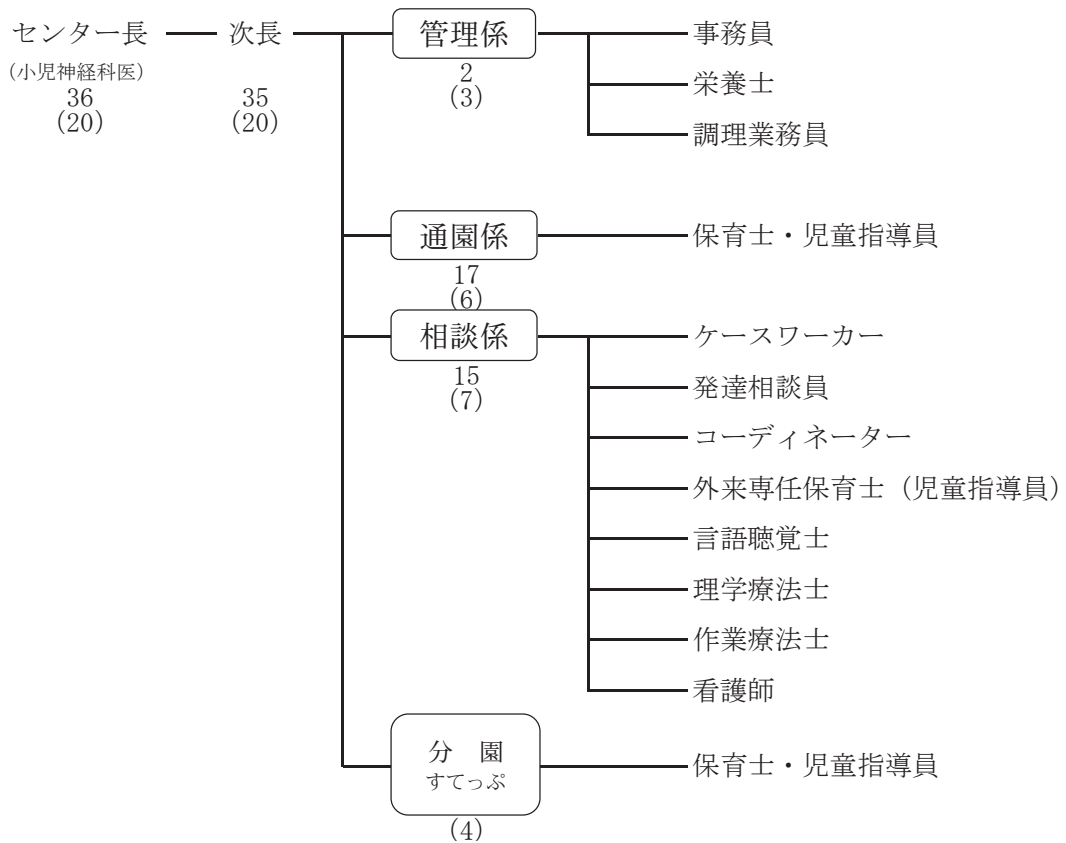
2F



3 業務の概要

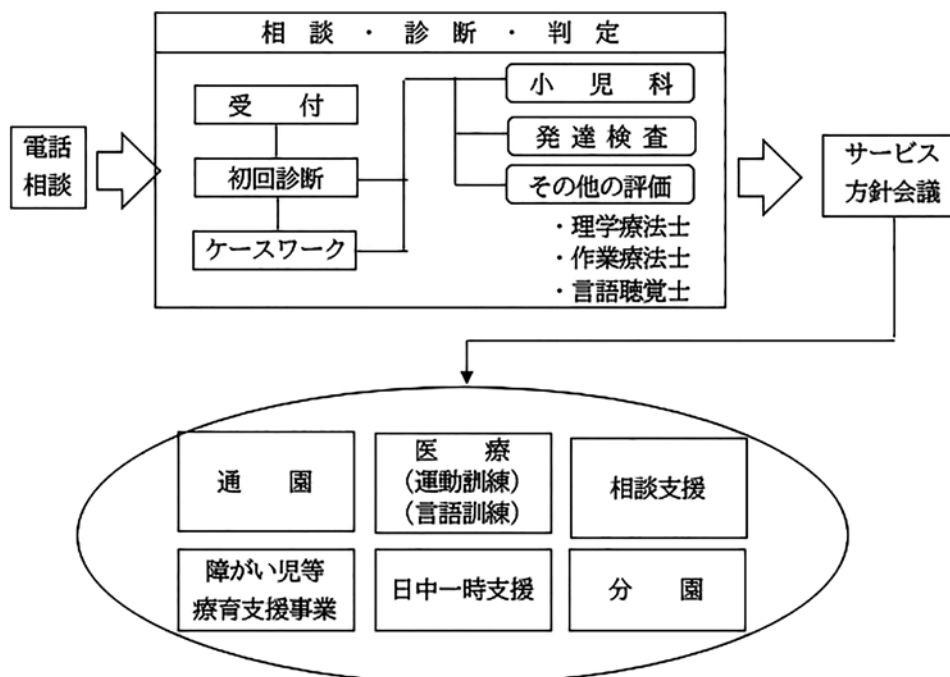


4 組織・定数



※ 上段：職員定数
 下段：特定業務任用職員定数（ ）表記

5 通園・訓練までの流れ



6 福岡市の療育システム

親子通園・親子同伴利用
 児童の単独通園

サービスの種類	障がい種別	施設名	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳以上
通園療育	知的障がい 発達障がい	西部療育センター 東部療育センター めばえ学園							
		あいあいセンター							
		しいのみ学園 ゆたか学園 こだま joyひこばえ 野の花 さくら園							
	肢体不自由	西部療育センター 東部療育センター あいあいセンター あゆみ学園							
	聴覚障がい	あいあいセンター							
	視覚障がい	あいあいセンター							
外来診療・支援事業 (訓練・個別療育等)	知的障がい 発達障がい	西部療育センター 東部療育センター あいあいセンター							
	言語障がい	西部療育センター 東部療育センター あいあいセンター							
	肢体不自由	西部療育センター 東部療育センター あいあいセンター あゆみ学園							
	聴覚障がい 視覚障がい	あいあいセンター							
児童発達支援事業所	すてっぷ南庄 すてっぷ松香台 すてっぷ長浜 すてっぷ大池通り joyとびっこくらぶ ※その他に民間の 児童発達支援事業所が複数あり								

第2 相 談 事 業

東部療育センターでは、相談係が窓口となり、種々の相談を受け、医師をはじめとする専門スタッフによる診察や検査などにより、一人ひとりの発達状況に応じた支援方針を検討し、療育サービスにつないでいる。

1 診療部門

(1) 概 要

東部療育センターには健康保険医療機関としての診療所がある。機能訓練や療育・相談などを希望される方（原則として福岡市内東区在住者）に対して、各診療科（小児科、整形外科）の医師が医学的見地から相談に応じ、加えて発達相談員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、ケースワーカー、相談支援専門員、保育士、看護師などの多職種と連携して、外来療育（個別療育やグループ療育）、あるいは通園療育などの支援方針を検討し、保護者に提示している。必要に応じて訓練の処方を行い、通園児の定期健康診断や健康管理、関係機関との連携、協力を行っている。

(2) 業務内容

- ア 医学的診断（診断書作成を含む）
- イ 療育方針や訓練処方
- ウ 経過相談（障がいの状態や発育状況の把握）
- エ 通園児の健康管理
 - （ア）定期健康診断
 - （イ）肢体不自由児通園部門通園児の来所時健康チェック
 - （ウ）医療的ケア児への対応
 - （エ）看護師による助言や指導
- オ 外来療育グループへの参加
- カ 食事栄養相談
- キ 育児相談
- ク 小児科診察相談会の小児科医師の派遣
- ケ 東福岡特別支援学校との連携
- コ 医療的ケア児への対応
- サ 他の医療機関との連携

(3) 診療・スタッフ

	診療科目
月	小児科
火	小児科
水	小児科・整形外科（月1回）
木	小児科・整形外科（月1回）・精神科（月2回）※
金	小児科

※ H27.10 より開始

○医師

小児科医（小児神経科医）	常勤	1人
	非常勤	3人
整形外科医	非常勤	3人
精神科医（児童精神科医）	非常勤	1人

○看護師

特定業務任用職員	2人
非常勤	4人

(4) 診断・診療状況

ア 診察件数

区分	総数	小児科	整形外科	精神科
総数	1,254	1,103	111	40
初診	542	503	13	26
再診	712	600	98	14

イ レントゲン撮影状況

区分	撮影日数	撮影実人数	撮影延人数
総数	6	7	7

※レントゲン撮影の設備がないため原土井病院に協力していただいている。

(5) 新規受付児の疾患別状況

(新規受付児：総数 494人)*¹

疾患名		総数		0~5ヶ月	6~11ヶ月	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳以上
脳性運動障がい	脳性麻痺	8	12	-	3	4	1	-	-	-	-
	脳性麻痺のリスク	0		-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	4		-	1	1	1	1	-	-	-
他の運動障がい	筋疾患	0	2	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	2		-	-	-	-	1	-	1	-
運動発達遅滞	運動の遅れ	2	16	-	-	-	2	-	-	-	-
	低緊張	14		-	1	8	3	1	1	-	-
先天異常	ダウン症候群	2	9	1	1	-	-	-	-	-	-
	他の染色体異常	0		-	-	-	-	-	-	-	-
	奇形症候群	3		-	-	1	1	-	1	-	-
	脳奇形	1		-	-	1	-	-	-	-	-
	神経皮膚症候群	0		-	-	-	-	-	-	-	-
	口蓋裂	3		-	-	-	2	-	1	-	-
発達障がい	自閉症*2	1	371	-	-	-	-	-	-	-	1
	広汎性発達障がい*3	301		-	-	12	81	72	63	66	7
	高機能広汎性発達障がい*4	0		-	-	-	-	-	-	-	-
	特異的発達障がい*5	15		-	-	-	-	2	5	8	-
	A D H D	33		-	-	-	-	7	9	12	5
	その他*6	21		-	-	1	5	-	8	5	2
精神遅滞	精神遅滞	118	259	-	2	9	48	45	8	6	-
	精神遅滞(境界域)	117		-	-	4	38	27	30	16	2
	精神運動発達遅滞	24		1	4	11	7	1	-	-	-
てんかん	10	10	-	2	3	3	2	-	-	-	
代謝性疾患	1	1	-	-	-	-	1	-	-	-	
内分泌疾患	1	1	-	-	-	-	-	-	1	-	
情緒障がい	8	8	-	-	-	-	1	4	3	-	
言語発達の遅れ*7	55	55	-	-	5	17	17	10	5	1	
構音障がい*8	18	18	-	-	-	-	4	6	6	2	
後天性失語症	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	
吃音	16	16	-	-	-	2	5	8	1	-	
聴覚障がい	感音難聴	2	4	-	1	-	1	-	-	-	-
	伝音難聴	0		-	-	-	-	-	-	-	-
	混合難聴	0		-	-	-	-	-	-	-	-
	疑い	2		-	-	-	-	1	1	-	-
視覚障がい	盲・光覚	0	4	-	-	-	-	-	-	-	-
	弱視	0		-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	4		-	-	-	2	-	-	2	-
正	常	3	3	-	-	1	1	-	1	-	-

注) *1 複数の疾患名をあわせもつ場合は、それぞれの疾患名を計上している。実人数は494人である。

*2 知的な遅れを伴う自閉症を計上している。

*3 知的な遅れを伴う特定不能の広汎性発達障がいを計上している。

*4 知的に遅れのない広汎性発達障がいを計上している。

*5 言語性LDや発達性言語障がい、発達性協調運動障がいを含む。

*6 分類が難しい発達障がい児を計上している。

*7 難聴、精神遅滞、脳性麻痺に基づくものは除いている。

*8 難聴、精神遅滞に基づくものは除いている。

2 相談部門

(1) 概 要

当センターの相談窓口として、関係機関からの紹介、あるいは保護者からの直接の相談により受診を受け付ける。

医師の診察と合わせて発達相談員による心理判定・面接を行い、必要に応じてケースワーカー面接、その他の専門職による評価を実施した上で今後の支援方針を検討し、必要な支援を開始する。あわせて連携医療機関と協力し初診までの待機期間短縮を図っている。

また、電話による発達や障がいに関する相談、福祉制度等に関する問い合わせに応じるほか、児童相談所をはじめ関係機関との連絡調整を主な業務とする。

(2) 新規受付児の状況

当センターとして新規受付児数は511人であった。市全体の新規受付児数は2,324人であり、当センターと心身障がい福祉センター(あいあいセンター)、西部療育センターをあわせた、相互に重複しない真の新規受付児の実数である。内訳は当センターが494人、あいあいセンターが1,208人、西部療育センターが622人であった。

ア 地区別

(単位：人)

区 分	総 数	東 区	博多区	中央区	南 区	城南区	早良区	西 区	市 外
東 部	494	492	1	-	-	-	-	-	1
市全体	2,324	500	338	294	390	156	320	305	21

注) 市全体：東部療育センター、西部療育センター及び心身障がい福祉センターの新規受付児の合計数

イ 来所経路別

(単位：人)

区 分	総 数	医 療 機 関	保 健 所	児 童 相 談 所	施 設	保 育 園	幼 稚 園	学 校	そ の 他 の 行 政	マ ス メ デ イ ア	知 人	他 セ ン タ ー か ら	そ の 他
東 部	494	90	155	4	48	96	14	0	7	69	11	-	-
市全体	2,324	426	641	27	192	478	182	0	81	235	60	-	2

ウ 来所時年齢別

(単位：人)

区 分	総 数	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	学 齢 以 上	男	女
東 部	494	7	34	127	114	106	87	19	-	329	165
市全体	2,324	54	193	512	612	443	398	112	-	-	-

注) 年齢区分は初診時の暦年齢による。

エ 発達診断種別

(単位：人)

区分	総数	精神遅滞	精神運動発達遅滞	発達障がい	精神発達の遅れ	言語発達の遅れ	運動発達の遅れ	脳性運動障がい	その他の運動障がい	聴覚障がい	構音障がい	吃音	脳性言語認知障がい	視覚障がい	情緒障がい	異常なし	その他
東部	494	116	25	240	32	44	-	6	-	-	11	13	-	1	4	1	1
市全体	2,324	270	94	1,514	158	79	10	17	1	38	77	47	1	3	5	6	4

- 注) 1 この分類基準は心身障がい福祉センターの基準に基づく。
 2 発達相談員が発達状況を把握し、その結果に基づいてとらえた発達状態と障がいの原因や予後を考慮して障がい種別の分類を行っている。
 3 重複して障がいをもつ場合は、優先する何れかの障がいに単一分類している。
 4 以下の障がい種別の分類は次の基準による。
- ・精神遅滞 精神発達に遅れがみられ、しかもその遅れが将来も残ると予想される子ども
 - ・精神運動発達遅滞 精神発達、運動発達ともに遅れがみられるが麻痺はなく、概ね3歳未満で未歩行の子ども
 - ・発達障がい 对人的関心の希薄さ、注意転導、多動などの行動障がいや認知力のアンバランスなどの特異な精神発達がみられる子ども
 - ・精神発達の遅れ 精神発達に遅れがみられるが、将来は正常域に入ると予想される子ども
 - ・言語発達の遅れ 言語発達に遅れがみられるが、将来は正常化すると予想される子ども
 - ・運動発達の遅れ 運動発達に遅れがみられるが、将来は正常化すると予想される子ども
 - ・脳性運動障がい 中枢神経系の障がいによる四肢、体幹の運動機能障がいが見られる子ども
 - ・その他の運動障がい 中枢神経系の障がい以外の原因によって起こる運動機能障がいが見られる子ども
 - ・異常なし 主訴は様々であっても、正常と診断される子ども

(3) 発達相談

発達相談員が、発達・知能検査と行動観察による発達診断およびカウンセリングや、個別療育、グループ療育などの発達支援、保護者支援、幼稚園・保育園等への支援を行っている。

* グループ療育については、第3障がい児等療育支援事業(19ページ)の外來療育に記載。

ア 相談・療育人数

(単位：人)

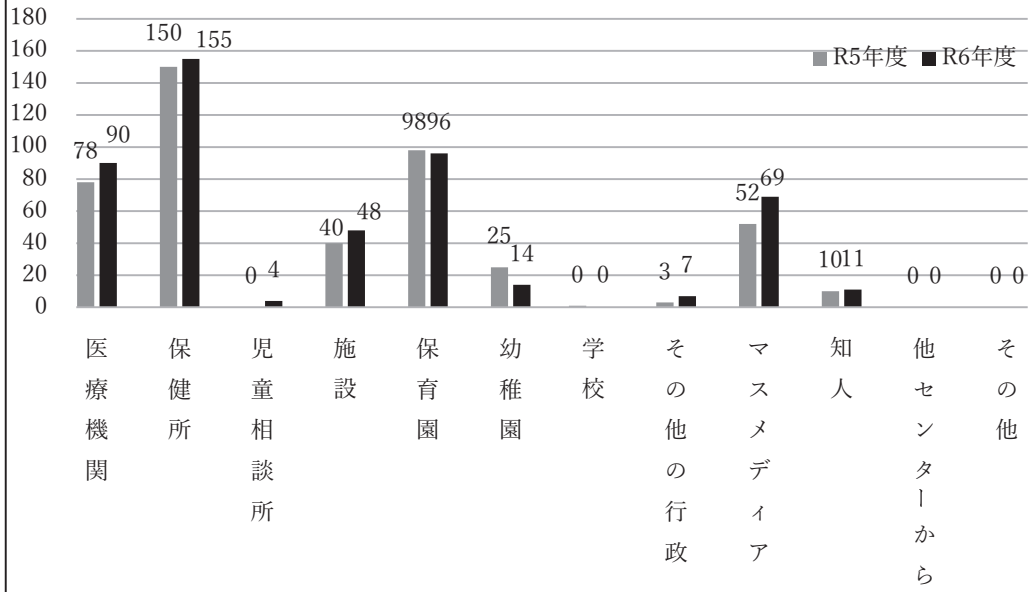
総数	通園	外來	見学引率
1,461	35	1,364	62

注) 相談・療育人数には、心理面接・ケースワーカー面接・個別療育件数を計上。電話相談は計上していない。

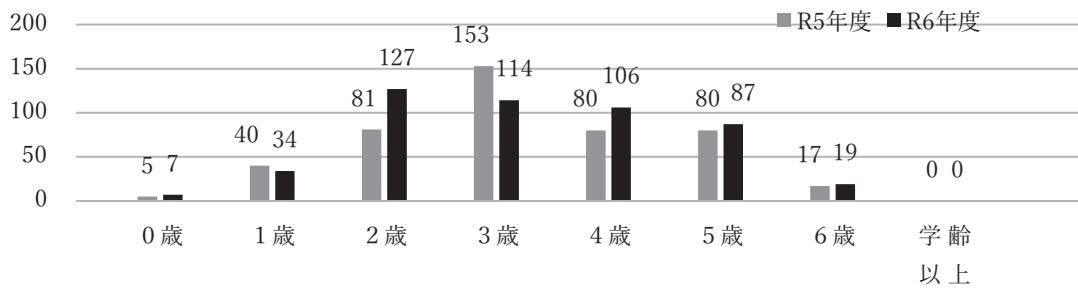
経過相談：療育は当面必要としないが発達の経過を見ていく必要がある子ども、家庭の事情などで療育に入れない子どもへ継続的な発達相談を行う(月1回未満)。

個別療育：幼稚園、保育園での集団適応上に困難さをもつ子どもに対して月1回の定期的な個別療育を行う。

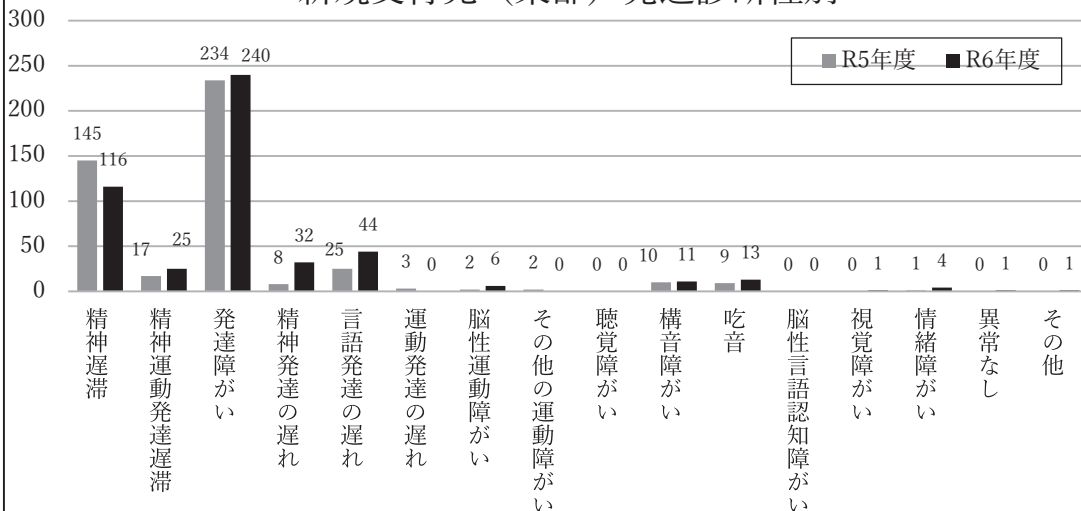
新規受付児（東部）来所経路別



新規受付児（東部）来所時年齢別



新規受付児（東部）発達診断種別



イ 年間在籍児：処遇別（延人数）

（単位：人）

区 分	総 数	0歳未満児	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	学齢児
総 数	1,104	0	7	71	183	257	291	295	0
個 別 療 育	0	-	-	-	-	-	-	-	-
経 過 相 談	1,104	-	7	71	183	257	291	295	-

注）年齢区分は令和6年4月1日現在の年齢による。0歳未満児とは、令和6年4月2日以降に生まれたもの。

ウ 年間在籍児：発達診断種別（実人数）

（単位：人）

区 分	総 数	0歳未満児	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	学齢児
総 数	1,104	0	7	71	183	257	291	295	0
精 神 遅 滞	350	-	3	29	71	87	87	73	-
精神運動発達遅滞	15	-	-	-	1	3	6	5	-
発 達 障 が い	572	-	2	25	77	116	160	192	-
精神発達の遅れ	37	-	1	4	11	12	5	4	-
言語発達の遅れ	102	-	-	13	16	35	25	13	-
運動発達の遅れ	8	-	-	-	-	-	5	3	-
脳性運動障がい	0	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の運動障がい	0	-	-	-	-	-	-	-	-
聴 覚 障 が い	2	-	-	-	1	1	-	-	-
視 覚 障 が い	1	-	-	-	-	-	-	1	-
構 音 障 が い	6	-	-	-	1	1	2	2	-
情 緒 障 が い	2	-	-	-	1	-	1	-	-
吃 音	6	-	-	-	4	1	-	1	-
脳性言語認知障がい	0	-	-	-	-	-	-	-	-
異 常 な し	1	-	-	-	-	-	-	1	-
そ の 他	2	-	1	-	-	1	-	-	-

エ 年間在籍児：所属別（実人数）

（単位：人）

区 分	総 数	0歳未満児	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	学齢児
総 数	1,104	0	7	71	183	257	291	295	0
在 宅	177	-	5	25	40	39	34	34	-
保 育 園	433	-	2	32	72	97	114	116	-
障がい児保育対象	222	-	-	6	28	65	71	52	-
幼 稚 園	272	-	-	8	43	56	72	93	-
学 校		-	-	-	-	-	-	-	-

(4) 障がい児通園施設の利用契約補助業務

ケースワーカー、相談支援専門員が障がい児通園施設の利用契約関連業務のうち申請児の受付面接・判定、負担金の算定、事後指導、進路調整の業務等を行った。

対象人数 537人

(5) 市内児童発達支援事業所への支援

増加する療育ニーズに対応するべく新規開所が増加している児童発達支援事業所に対し、適切で効果的な療育が広く行われるよう、中核施設として支援を行った。

定例会 月1回、全体研修 4回、事業所向け研修 1回、実習受入れ 9件、訪問 3件

3 訓練部門

(1) 概 要

医師の処方に基づき、理学療法士（2人）、作業療法士（2人）が運動障がいや感覚運動面に問題を持つ子どもに対する支援や、二次的な障がいの予防のために運動機能、日常生活動作、感覚統合および生活全般に対する援助を行っている。

また、言語聴覚士（2人）がきこえやことばの遅れなどの障がいのある、主に就学前の子どもを対象に言語、コミュニケーション支援を行っている。

通園の保育にも参加し、保育士と連携して子どもの姿勢や遊び、コミュニケーションの援助を行っている。

支援事業として、発達障がい児に対するグループ療育を実施し、来所困難な重症児に対しては訪問療育を行っている。また、幼稚園、保育園、学校への施設支援を実施し関係機関との連携を図っている。

(2) 療育人数、療育件数

ア 性別・年齢別人数

(単位：人)

総 数	男	女	0歳未	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	学齢児	18歳以上
316	197	119	0	18	31	31	31	60	81	63	1

注) 年齢区分は令和6年4月1日現在の年齢による。0歳未満児とは、令和6年4月2日以降に生まれたもの。

イ 地区別人数

(単位：人)

総 数	東 区	博多区	中央区	南 区	城南区	早良区	西 区	市 外
316	315	1	-	-	-	-	-	-

ウ 療育件数（延件数）

(個別)

(単位：件)

区 分	総 数	通 園	外 来
理 学 療 法	916	388	528
作 業 療 法	874	230	644
言 語 療 法	815	193	622
食 事 指 導	118	111	7
合 計	2,723	922	1,801

※障がい児リハビリテーション科で保険対応した件数（食事指導を含む）と保険外で対応した件数を合わせた数を記載している。

(集団)

(単位：件)

区 分	通園（2～5歳児）	外来（外来グループ療育を含む）
作 業 療 法		143
言 語 療 法	13	119

※言語聴覚士による通園児へのことばの保育は集団コミュニケーションで計上。

言語聴覚士による外来グループと作業療法士による感覚統合（SI）グループは、障がい児等療育支援事業で計上した。

(3) 理学療法・作業療法障がい種別人数

(単位：人)

障がい種別		総数	0歳未満児	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	6歳児以上	
総数		208	0	18	31	30	11	25	31	62	
脳性運動障がい	脳性麻痺	43	106	-	5	1	1	3	3	5	25
	脳性麻痺リスク	12		-	1	1	4	1	1	2	2
	脳損傷後遺症	6		-	1	1	1	-	2	-	1
	発達性協調運動障がい	29		-	-	-	-	-	7	13	9
	その他	16		-	2	2	2	1	3	-	6
その他運動障がい	二分脊椎	3	35	-	-	1	1	-	-	1	-
	分娩麻痺	-		-	-	-	-	-	-	-	-
	筋疾患	2		-	-	-	-	-	-	1	1
	その他	30		-	3	4	5	-	2	2	14
運動発達遅滞	精神運動発達遅滞	47	67	-	4	16	11	3	5	4	4
	ダウン症候群	17		-	2	4	5	2	2	2	-
	低緊張児	-		-	-	-	-	-	-	-	-
	特発性運動発達遅滞	-		-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	3		-	-	1	-	1	-	1	-

注) 1 年齢区分は令和6年4月1日現在の年齢による。

2 複数の診断名がある場合、運動障がいにより関与と思われる1つを選んだ。

(4) 言語療法障がい種別人数

(単位：人)

障がい種別		総数	0歳未満児	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	6歳児以上	
総数		108	-	-	0	1	20	35	50	2	
言語発達遅滞	精神遅滞	2	29	-	-	-	-	-	2	-	
	広汎性	4		-	-	-	-	1	2	1	-
	混合性	23		-	-	-	-	6	8	9	-
	表出性	0		-	-	-	-	-	-	-	-
構音障がい	機能性構音	8	32	-	-	-	-	1	3	3	1
	運動性構音	0		-	-	-	-	-	-	-	-
	器質性構音	0		-	-	-	-	-	-	-	-
	発達性構音	24		-	-	-	-	3	5	16	-
吃音		33	-	-	-	-	8	10	15	-	
聴覚障がい		-	-	-	-	-	-	-	-	-	
場面緘黙		11	-	-	-	-	-	7	4	-	
その他(気管切開)		1	-	-	-	-	1	-	-	-	
摂食障害		2	-	-	-	-	1	-	-	1	

注) 年齢区分は令和6年4月1日現在の年齢による。

(5) 在籍児の年齢別訓練部門所属状況

(単位：人)

区 分			0歳未満児		0歳児		1歳児		2歳児		3歳児		4歳児		5歳児		6~17歳		18歳以上		計
			PT OT	ST	PT OT	ST	PT OT	ST	PT OT	ST	PT OT	ST	PT OT	ST	PT OT	ST	PT OT	ST	PT OT	ST	
東部療育センター	わくわく	肢 体	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	3	-	1	-	-	-	-	-	7
		知 的	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	2	-	1	-	-	-	-	-	5
	すくすく	肢 体	-	-	-	-	12	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	16
		知 的	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
	外来療育グループ		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
知的障がい児施設			-	-	-	-	-	-	-	2	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	3
難聴幼児通園施設			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
視覚特別支援学校幼稚部			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
聴覚特別支援学校幼稚部			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
児童発達支援事業所(重心型)			-	-	4	-	1	-	3	-	1	-	3	-	3	-	-	-	-	-	15
保 育 園 ・ 所			-	-	3	-	8	-	13	1	3	11	12	24	14	23	-	-	-	-	112
保育園・所(特別支援保育)			-	-	-	-	2	-	8	1	3 (2)	-	4	2	6	7	-	-	-	-	33 (2)
幼 稚 園			-	-	-	-	-	-	-	-	7	3	8	10	20	-	-	-	-	-	48
小・中学校	通常学級		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	16	1	-	-	17
	通常学級 +通級	聴覚障がい	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
		言語障がい	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
		情緒障がい	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
	知的特別 支援 +通級	言語障がい	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
		情緒障がい	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
	特別支援 学級	知的障がい	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	-	-	-	7
		情緒障がい	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
		弱 視	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
		肢 体	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	2
高 等 学 校			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
知的障がい特別支援学校			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	1	-	-	5	
肢体不自由特別支援学校			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	32	-	-	-	32
視 覚 特 別 支 援 学 校			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
聴 覚 特 別 支 援 学 校			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
作 業 所			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1
そ の 他			-	-	-	-	1	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4
家 庭			-	-	11	-	9	-	5	-	-	1	1	1	-	-	-	-	-	-	28
す て つ ぶ 松 香 台			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1

注) 1 年齢区分は令和6年4月1日現在の年齢による。

2 PT：理学療法士、OT：作業療法士、ST：言語聴覚士

3 すてつぶ松香台は、東部療育センターの分園で児童発達支援事業所である。(※43ページ参照)

4 () 内の数字は、わくわく肢体・すくすく肢体と並行通園を行っている児数。

4 保護者学習会

通園や外来の保護者を対象に、様々なテーマで小児科医、看護師、ケースワーカー、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が専門性を生かして学習会を実施した。

対応職員	内 容	参 加 者	実施回数	参加人数
看 護 師	健康について	通園 知的 3～5 歳児 肢体 5 歳児	アプリで配信	
		通園 知的 単独新入園児		
	夏の健康について	通園 知的 1～2 歳児 肢体 1～2 歳児	7回	21人
	冬の健康について	通園 知的 1～2 歳児 肢体 1～2 歳児	6回	25人
	健康について	外来療育グループ ちょうちょ 0歳児	1回	2人
ケ ー ス ワ ー カ ー	福祉制度について	通園 知的 3～5 歳児	1回	10人
		通園 知的 1～2 歳児	3回	12人
		通園 肢体 5 歳児	1回	5人
		通園 肢体 1～2 歳児	3回	9人
	進路について	通園 知的 2 歳児	2回	6人
		外来療育グループ とんぼ 2 歳児	1回	12人
外来療育グループ ちょうちょ 0歳児		1回	3人	
理学療法士	就学までの流れ	通園 肢体 3～5 歳児	1回	4人
作 業 療 法 士	姿勢と手指の話	通園 知的 3～5 歳児	1回	8人
	からだを使って楽しく遊ぼう	通園 知的 2 歳児	2回	8人
	ジョイント保育	通園 肢体 2～5 歳児	7回	23人
	食事について	通園 肢体 1 歳児	3回	16人
	感覚と遊びについて	通園 肢体 3～5 歳児	1回	3人
言 語 聴 覚 士	食事について	通園 知的 2 歳児	2回	12人
	コミュニケーション基礎	通園 知的 2～5 歳児	4回	33人
		通園 肢体 1～3 歳児		
	ジョイント保育	通園 肢体 2～5 歳児	6回	13人

5 東部セミナー

東部セミナーとは、外来部門および分園の保護者を対象に、子どもに関する基本的な知識や情報、発達についての概論などを伝える講座である。

講座は様々な職種（言語聴覚士、作業療法士、保育士、発達相談員など）が担当する。

令和6年度は、会場とオンライン配信の二つの形式で講義を実施し、保護者のニーズが高かったYouTubeでの期間限定配信をおこなった。

対応職員	内 容	実施回数	延参加人数
保育士	子どもの育ちとその理解 ～定型発達の視点から子育てのかたすみに～	1回	オンライン7人 会場 6人
発達相談員	ほめて育てる ～はじめの一步～	1回	オンライン7人 会場 5人
作業療法士	子どもの行動の理由を探ろう ～感覚統合の視点から～①	1回	オンライン5人 会場 8人
作業療法士	子どもの行動の理由を探ろう ～感覚統合の視点から～②	1回	オンライン3人 会場 6人
言語聴覚士	ことばを育む ～今日からできる工夫と関わり～	1回	オンライン5人 会場 5人
相談支援専門員	福祉制度について ～よく知って、活用しよう～	1回	オンライン3人 会場 3人
発達相談員	自閉症スペクトラム（ASD）を学ぼう①	1回	オンライン3人 会場 7人
発達相談員	自閉症スペクトラム（ASD）を学ぼう②	1回	オンライン3人 会場 6人
発達相談員	サポートブックを作ってみよう！	1回	オンライン7人 会場 15人
発達相談員	年長保護者学習会① ～就学に向けて～	1回	オンライン3人 会場 21人
発達相談員	年長保護者学習会② ～就学に向けて～	1回	オンライン5人 会場 19人
計		11回	152人

※（2）外来による療育支援 ウ保護者学習会にも計上している。

6 ペアレントトレーニング

ペアレントトレーニング「あおばプログラム」とは、子どもと大人の絆を深めて、関係をより良いものにしようという目的のもと、講義とロールプレイを行い、子どもと関わる際に大切なスキルをより実践的に学ぶものである。

対応職員	参加者	実施回数	参加人数	延参加人数
発達相談員	外来児の保護者	3回	8人	21人

第 3 障がい児等療育支援事業

1 概 要

障がい児の地域での生活を支えるため、身近な地域で療育支援や相談が受けられるよう療育機能を充実させるとともに、地域の関係機関との連携により福祉の向上を図ることを目的とした事業で、福岡市より委託されて実施している。

2 内 容

(1) 在宅訪問等による療育支援

本人の体調により来所困難な子どもに医師・看護師・理学療法士・作業療法士・発達相談員等が訪問し、診察・訓練・保育等を実施している。通園や外来療育等開始にむけ、家庭調整等も行っている。

(2) 外来による療育支援

- ① 個別療育・面接：発達相談員による個別の経過相談および療育支援。(保険外のもの)
- ② グループ療育：発達相談員、保育士、言語聴覚士、作業療法士による集団での療育および保護者学習会を実施。

イ ちょうちょグループ

- 目 的：初期の子育て支援から始まり、子どもの発達を促進する具体的な育児を援助すると共に、保護者相互の交流の場を設けることで保護者の不安や悩みを語り合う場にし、不安の軽減や障がい受容を促す。
- 対 象：運動障がいや精神発達の遅れが予想される0歳児
- スタッフ：看護師 1人、通園保育士2人
理学療法士 2人、作業療法士 2人
- 療育形態：月2回 10時～11時30分
親子遊び、身体測定、保護者学習会、食事指導など

ロ めだか・とんぼ・みつばちグループ

- 目的：様々な理由で通園困難な知的障がい児・発達障がい児に集団療育の場を提供するとともに、福祉情報の提供や保護者同士の交流の中で、育児不安の軽減や子どもの状態についての理解を促す。
- 対象：通園困難な知的障がいや発達障がいのある1・2歳児
- スタッフ：外来保育士2人、ケースワーカー1人
- 療育形態：月1回 9時45分～11時00分
集団保育、保護者学習会、個別面談など

ハ わんぱく学級

- 目的：幼稚園・保育園に通っている知的障がい児・発達障がい児の集団活動と、就学に向けての情報提供や保護者同士の交流を図る。
- 対象児：幼稚園・保育園に通っている中～軽度知的障がい、発達障がいのある3～5歳児
- スタッフ：外来保育士2人、発達相談員1人または言語聴覚士1人
- 療育形態：月1回 14時30分～16時
集団活動、保護者学習会など

ニ S I (感覚統合) グループ

- 目的：感覚調整障がいや運動の苦手さ、不器用さのある発達障がい児に対して、感覚統合理論に基づいて、様々な活動を経験し、ボディイメージや運動企画を高める場を提供する。また、保護者の子どもへの理解を深める支援を行う。
- 対象：知的に境界域～正常域で運動の苦手さ、手先の不器用さのある年長児と特別支援教育を受けていない小学1年生の発達障がい児
- スタッフ：通園保育士1人、作業療法士2人
- 療育形態：5歳児 月1回 15時～16時30分 年間2グループ5回
小学1年生 金1回 16時～17時 年間1グループ2回

③ 保護者学習会：グループ療育時間外に計画したもの。

- ①東部セミナー 様々な職種による講義を直接、オンラインで実施し、YouTubeでの配信も行った。
- ②小学生外来保護者交流会 外来による療育支援を受けていた保護者を対象に実施（年2回）
- ③年中・年長保護者向け学習会 外療グループ、もしくは個別療育を受けている保護者対象に実施（先輩保護者の話を含める）（年7回）

(3) 施設訪問による療育支援

小学校・特別支援学校・幼稚園・保育園・通園施設等に訪問し、施設支援を実施している。幼稚園・保育園に在籍する子どもの相談件数の増加とともに、そのニーズは高まっている。支援においては、発達相談員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が保育・授業見学を行い、情報交換・助言を行っている。

3 実施状況

(1) 在宅訪問等による支援

区 分	件数
個人宅	14
通園施設	0
病院・施設等	0
計	14

(2) 外来による療育支援

区 分	延人数
ア 個別療育・面接	474
・特別支援保育対象児	73
・その他児	401
イ グループ外来療育	1,218
ウ 保護者学習会	207
計 (ア+イ+ウ)	1,899

【(2) 外来による支援 イ グループ外来療育内訳】

グループ名	対象児年齢	療育頻度	1グループあたりの対応職員数	グループ数	延在籍児数	延療育人数
(ア)ち ょう ち ょ	0 歳 児	月2回	2	1	6	21
(イ)め だ か	1 歳 児	月1回	3	2	10	38
(ウ)と ん ぼ	2 歳 児	月1回	3	6	34	165
(エ)み つ ば ち	2 歳 児	月1回	3	3	17	105
(オ)わ ん ぱ く 学 級	3 歳 児	月1回	3	5	26	151
	4 歳 児	月1回	3	6	38	186
	5 歳 児	月1回	3	11	77	479
(カ)S I グループ	小 1	月1回	3	1	3	3
	年 長	月1回	3	2	9	38
(キ)1・2歳児療育体験グループ	1～2歳 児	—	—	—	—	0
(ク)ば ん だ	年少～年長	月1回	4	1	4	31
計						1,217

(3) 施設訪問による支援

	回数	訪問職員数							支援対象児数
		医師	看護師	P T / O T	S T	保育士	発達相談員	その他	
通園施設	2	2	-	-	-	-	-	-	12
特別支援保育	3	-	-	3	-	-	-	-	3
幼稚園・保育園	8	-	-	4	-	3	1	-	8
成人施設	0	-	-	-	-	-	-	-	0
学校	10	-	-	10	3	-	-	-	19
その他の関係機関(※)	2	-	-	1	-	-	-	1	2
計	25	2	0	18	3	3	1	1	44

※ 出前講座を含む 内訳

派遣先	担当職種	対象者	講座内容	延受講者数
香椎こどもプラザ	相談係長	こどもプラザ職員等	乳幼児と保護者への支援・療育について	20名

第4 訪問支援事業

1 特別支援保育（さぽーと保育）への技術援助

福岡市では「特別支援保育（旧障がい児保育）」を平成14年度より市内全保育園で実施しており、福岡市と連携をとり、特別支援保育に関する相談や研修、対象児の判定等を行っている。

ア 特別支援保育対象児 (令和7年3月末日)

全対象児（市内全域）	284 園	1,355 人
当センター在籍児で対象児	59 園	256 人

イ 特別支援保育対象児の援助

診察・発達検査・その他の評価・経過相談面接 支援事業統計・保険診療・保険外	232 件
月1回以上の定期療育対象児数	108 人

注) グループ療育や月1回以上の定期的な個別療育件数は除く
※訪問においては、エの特別支援保育訪問支援事業で実施している。

ウ 特別支援保育連絡調整会議への派遣（1人）

特別支援保育指導委員会（対象児の決定、指導委員会活動状況の報告および計画など、年2回）推進班会議（対象児の判定、研修計画など年13回）に参画している。

エ 特別支援保育訪問支援事業

平成15年から心身障がい福祉センター所属の訪問支援保育士による支援が開始され、さらに21年度4月からは、西部療育センターが早良区・西区エリアの園について支援を開始した。平成23年4月より当センター開設に伴い、東区内の保育園を対象に、保育士2人が兼任で訪問支援保育士として支援を開始した。

令和6年度は専任1名、兼任2名で支援を行った。

2 私立幼稚園障がい児支援事業

幼稚園については、私立幼稚園障がい児支援事業として、訪問支援専門員が平成28年度から支援を行っている。

		保育園	幼稚園
訪問支援 (保育参加)	訪問延日数	115 日	23 日
	支援件数	対象児	84 人
対象外		148 人	29 人
園内研修		9 園	1 園
その他研修参加		16 件	0 回

3 居宅訪問型児童発達支援事業

(1) 概要

医療的ケアが必要などの理由から、通所による支援の利用が困難な障がいがあるお子さんに対して、自宅を訪問し、お子さんの発達の特性や生活環境等に応じて、日常生活における基本的な動作の支援を行い、心身の発達の促進を図る。

就学児には就学に向けての情報提供や就学相談会の資料作成を行う。

(2) 実施状況

対象児	1人
延支援回数	1回

第 5 障がい児相談支援事業 (障がい者相談支援事業)

1 概 要

平成23年の当センター開所当初より、福岡市より委託を受けて、市町村の地域生活支援事業に位置づけられている障がい者相談支援事業を18歳未満を対象に実施しており、加えて、平成24年4月より、児童福祉法等の一部改正に伴い、福岡市より指定を受け指定障がい児・指定特定相談支援事業所として障がい児相談支援事業を実施している。

家族等からの相談に応じ、子どもの心身の状況や家族の状況、生活環境等に応じて、必要な情報の提供、福祉サービスの調整、利用計画の作成、助言などを行う。

また、児童発達支援などの障がい児通所支援の利用に際し、障がい児相談支援事業による「障がい児支援利用計画」の作成を行っている。

平成24年8月に設置された「福岡市障がい者等地域生活支援協議会」に、相談支援専門員が東区部会委員として参画している。

2 実施状況

相談支援専門員が、来所・電話・訪問などの方法により、障がい児の家庭生活や在宅療育、福祉サービスの利用等に関する相談に応じる。当センターでは18歳未満を対象としているが、施設の性格上、就学前の子どもの相談が大半を占めている。

(1) 相談内容

- ・ことばの発達や幼稚園保育園での適応行動についての相談
- ・診断や医療に関する相談
- ・療育についての相談
- ・福祉サービス（障がい福祉サービス、手帳、手当など）の利用相談
- ・家庭生活相談（家族のこと、経済的なこと）
- ・学校での適応行動についての相談

(2) 対象児の状況

ア 年齢別

(単位：人)

就学前	小学生	中学生	15～17歳	18歳以上	不明	総計
566	13	1	1	-	-	581

イ 障がい種別

(単位：人)

重症心身障がい	身体障がい	知的障がい	発達障がい	精神障がい	その他	総計
37	54	59	428	-	3	581

(3) 方法別相談支援件数

(単位：件)

来所	電話	訪問	同行・引率	他機関調整	個別支援会議	社会資源調査等	総計
816	1,023	262	71	1,712	158	116	4,158

(4) 障がい児支援利用計画等作成件数

(単位：件)

項目	障がい児相談支援	特定相談支援	計
利用計画作成	181	8	189
継続利用援助（モニタリング）実施	101	0	101
利用計画案作成	136	1	137

(5) 福岡市障がい者等地域生活支援協議会

- ・東区部会会議参加 6回
- ・東区基幹センター連絡会参加 12回
- ・その他 14回

(6) その他のネットワーク 計24回

- ・事業団相談支援会議
(福岡市内の障がい児相談支援事業を実施する心身障がい福祉センター療育課、西部療育センター、あゆみ学園、めばえ学園との連携会議)
- ・相談支援連絡会
(福岡市内の児童発達支援センターを運営する法人が行う障がい児相談支援事業所の連絡会)
- ・福岡県支援事業受託施設連絡協議会
(福岡県、福岡市、北九州市の障害児等療育支援事業を受託する施設の連絡協議会)
- ・その他

第6 通園事業

東部療育センターには、知的障がい児通園施設わかば園があり、併せて肢体不自由児の療育を実施している。わかば園の「すくすく」は1～2歳児、「わくわく」は3～5歳児を対象としている。「すくすく」には、知的障がい児29人、肢体不自由児18人が通園した。また、「わくわく」には、知的障がい児53人、肢体不自由児7人が通園した。

1 定員

1日定員70人。(児童福祉法による定員増対応で、74人まで受け入れた。)

2 療育の目標

- わかばのようにすくすくと育つ子ども
 - ・わかばの新芽のように、遊びを楽しむ気持ちを大切にします。
- わくわくとあそぶ子ども
 - ・遊びや課題に意欲を持って、自ら取り組む気持ちを大切にします。
- 笑顔といのちを輝かせる子ども
 - ・生活を楽しみ、笑顔で毎日を過ごすことができることを大切にします。
 - ・自然やいのちを大切に作る気持ちを育てます。

3 わかば園クラス編成

(単位：人)

編成区分				クラス名	曜日別通園児数 ※1					部屋位置	主な通園方法	職員※2	備考
					月	火	水	木	金				
わくわく	単 独 通 園	知的障がい	3～5 歳	もも	11	11	11	11	11	1階	単 独 通 園 バ ス	4	
				いちご	11	11	11	11	11			4	
				めろん	11	11	11	11	11			3	
				ばなな	10	10	10	10	10			3	
				ぶどう	10	10	10	10	10			3	
		肢体不自由	5歳	りんご	0	0	0	0	0	0			
すくすく	親 子 通 園	肢体不自由	4歳	みかん	3	3	3	3	3	2階	親 子 通 園 バ ス 及 び 自 家 用 車 等	2	
			3歳	さくらんぼ	3		3		3				
			2歳	すみれ	4			4				2	
			1歳	たんぼぼ		7	6					2	
				知的障がい	2歳	ひまわりA	9					9	
			1歳	ちゅうりっぷ			9						
計					72	72	74	69	68		24		

※1 児童数は、R7年3月末日現在

※2 臨時的任用職員を含む

4 日 課

時間	単独通園 (知的・肢体)	親子通園 (知的・肢体)	備考
09:00	通園バス発		○肢体不自由児通園 (単独・親子) …個別運動訓練 (週1回) ○知的・肢体通園 (2～5歳) …ジョイント保育 学習会 (OT、PT、ST)
10:00	登園 (バス着) 更衣・排泄・自由遊び 朝の会・給茶 設定保育	登園 (バス着) 朝の会 給茶 設定保育	
12:00	給食・歯磨き 自由遊び	給食・歯磨き 自由遊び 帰りの準備・帰りの会 降園 (バス発)	
14:00	更衣・排泄・給茶		
15:00	降園 (バス発)		

5 年間行事

月	わ く わ く	す く す く
4月	入園式	保育開始
5月	肢体不自由児単独通園開始 春の遠足／前期個別面談	個別面談
6月	年長児発達検査／学校見学 施設プール保育開始／日曜・保育参観	施設プール指導開始
7月	きょうだい児保育体験	
8月	夏休み (単独8/10～8/20)、施設開放	夏休み (8/9～8/20) 進路面談
9月	保育参観／後期個別面談	日曜参観
10月	運動会／保育園交流	個別面談／芋掘り
11月	芋ほり遠足／家庭訪問 クラス交流会 (肢体不自由)	家庭訪問 クラス交流会 (肢体不自由)
12月	クリスマス会／冬休み (単独12/26～1/5)	冬休み (12/25～1/5)
1月	保育園交流	
2月	保育参観／期のまとめ個別面談	期のまとめ個別面談
3月	卒園式 春休み (単独3/26～4/7)／施設開放	期のまとめ個別面談 春休み (3/25～4/7)
毎月の行事	避難訓練／誕生会 (年間9回) 学習会／クラス懇談	避難訓練／誕生会／学習会
定期健康 診断等	歯科検診／内科健診／視力検査 (希望者のみ)	

6 療育内容

(1) 通園形態

ア 親子通園

1～2歳児の知的障がい児と1～4歳児の肢体不自由児が親子で通園している。

子育ての具体的な方法を保護者に提案し、家庭での育児がより円滑に行われるよう援助している。また、保護者同士の交流の機会にもなっている。

イ 単独通園

3～5歳児の知的障がい児と、5歳児の肢体不自由児が通園バスで通園している。

一人ひとりの状態や、年齢に応じた療育を通して、対人関係・社会性・基本的生活習慣等の発達を促している。知的障がい児と肢体不自由児が日常的に交流している。

(2) センター機能を活かした相談対応、療育、医療的ケア

ア 様々な相談への対応

保護者が不安に思われる障がいや病気、発達についての相談を、小児科医(センター長)・看護師・ケースワーカー・発達相談員などが連携し対応している。

イ ジョイント保育：作業療法士(OT)と理学療法士(PT)、言語聴覚士(ST)との連携
知的障がい児、肢体不自由児(2～5歳)を対象に日常的な活動を通じた姿勢調整や、感覚運動面・ことばやコミュニケーション能力などを保育担当者を中心にOT、PT、STとともに育てていく事と保育担当者の資質向上を目的として実施している。

ウ 医療的ケア

気管切開、経管栄養、難治性てんかん等により、頻回に看護師のケアを必要とする医療的ケア児や、けいれん発作未コントロール、状況によっては喀痰吸引、酸素吸入など、必要に応じて看護師が対応する医療的配慮児が通園している。

このため、医師や看護師による日常的な医療的ケアのほか、通園児の急患時の診察、検温、軽傷(創傷、打撲等)の手当を行っている。

(ア) 医療的ケア児等の在籍状況

(単位：人)

区 分	医療ケア児	医療配慮児	計
在籍人数	10	11	21

(イ) 医療的ケアの状況

(単位：人)

	与薬	喀痰吸引	酸素吸入	経管栄養	薬剤吸入	導尿
対象児数	2	1	0	3	1	0

ジョイント実施内容例（3、4、5歳児）

知的障がい児クラス	肢体不自由児クラス
【OT】 ◎姿勢チェック ◎OT保育 ・クラスごとに実施 ◎保護者学習会「姿勢と手指の発達」	【OT】 ◎OT保育 ・クラスごとに実施 ◎姿勢チェック（運動会） ◎保護者学習会「食事」 ◎サポートブック作成
【ST】 ◎保護者学習会 「ことばを育む（基礎編）」 「コミュニケーション」	【ST】 ◎ST保育 ・クラスごとに実施 ◎保護者学習会 「コミュニケーションの基本の話」 ◎サポートブック作成

(3) センター独自の療育（プール保育）

目的：・水に触れる楽しさを知る。

- ・継続的に水に入る経験をすることで、全身の感覚や運動発達を刺激し促進を図る。
- ・溺れない技術を身につける。
- ・水に入るための社会的ルールを身につける。

内容：施設内のプールを活用している。

ア 実施状況表

クラス		回数	出席児数 / プール入水児数（プール参加率）	
わ く わ く	知的障がい 3～5歳児 (5クラス)	42	140 / 382	(36.6%)
	肢体不自由 3～5歳児 (3クラス)	10	13 / 19	(68.4%)
す く す く	知的障がい 2歳児 (2クラス)	16	48 / 70	(68.6%)
	肢体不自由 2歳児 (2クラス)	5	5 / 5	(100.0%)

(R6年度全日程分) 206 / 476人中 (43.2%)

イ 医療ケア児に対する実施状況

今年度の実施はなかったが、過去の気管切開などの医療ケア児の入水については、主治医の許可を得たのち、センター内でケースカンファレンスを行い、担任や看護師の対応方法を確認した。気管切開児の入水はなかったが、分泌物の多い肢体不自由児の入水の際に、看護師がプールサイドで待機し対応した。

7 療育人数・療育日数

区 分	わくわく (3～5歳児)				すくすく (1・2歳児)				計
	単独通園		親子通園		単独通園		親子通園		
	知的障がい 3～5歳児	肢体不自由 5歳児	肢体不自由 4歳児	肢体不自由 3歳児	知的障がい 2歳児	知的障がい 1歳児	肢体不自由 2歳児	肢体不自由 1歳児	
実療育人数	53	1	3	3	19	10	5	13	107
療育日数	224	76	218	129	173	46	84	49	999
延要療育人数	11,392	76	681	387	1,013	239	378	477	14,643
延療育人数	9,391	40	222	259	716	188	166	312	11,294
出席率	82.4%	52.6%	32.6%	66.9%	70.7%	78.7%	43.9%	65.4%	77.1%

※ 令和6年4月1日～令和7年3月末日の在籍児

8 在籍児の状況

(1) 年度始末別

(単位：人)

区 分			R6年4月	R7年3月
わくわく (3～5歳児)	知的障がい	初日在籍	48	
		末日在籍		53
	肢体不自由	初日在籍	7	
		末日在籍		6
すくすく (1・2歳児)	知的障がい	初日在籍	6	
		末日在籍		27
	肢体不自由	初日在籍	13	
		末日在籍		17

(2) 年齢別

(単位：人)

区 分			1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
わくわく (3～5歳児)	知的障がい	男			11	13	15	39
		女			6	6	2	14
		小計			17	19	17	53
	肢体不自由	男			2	2	0	4
		女			1	1	0	2
		小計			3	3	0	6
すくすく (1・2歳児)	知的障がい	男	6	13				19
		女	3	5				8
		小計	9	18				27
	肢体不自由	男	9	4				13
		女	4	0				4
		小計	13	4				17
計			22	22	20	22	17	103

※ 令和7年3月末日現在

(3) 発達診断種別

(単位：人)

区 分	わくわく (3～5歳児)		すくすく (1・2歳児)		計
	知的障がい児	肢体不自由児	知的障がい児	肢体不自由児	
精神遅滞	18	-	15	-	33
精神運動発達遅滞	-	1	-	9	10
脳性運動障がい	-	3	-	3	6
発達障がい	31	-	12	-	43
その他	4	2	-	5	11
計	53	6	27	17	103

※ 令和7年3月末日現在

- 注) 1 この分類基準は心身障がい福祉センターの基準に基づく。
- 2 発達相談員が発達状況を把握し、その結果に基づいてとらえた発達状態と障がいの原因や予後を考慮して障がい種別の分類を行っている。
- 3 重複して障がいをもつ場合は、優先する何れかの障がいに単一分類している。
- 4 以下の障がい種別の分類は次の基準による。
- ・精神遅滞 精神発達に遅れがみられ、しかもその遅れが将来も残ると予想される子ども
 - ・精神運動発達遅滞 精神発達、運動発達ともに遅れがみられるが麻痺はなく、概ね3歳未満で未歩行の子ども
 - ・脳性運動障がい 中枢神経系の障がいによる四肢、体幹の運動機能障がいが見られる子ども
 - ・発達障がい 対人的関心の希薄さ、注意転導、多動などの行動障がいや認知力のアンバランスなどの特異な精神発達がみられる子ども

(4) 居住地別

(単位：人)

区 分		東 区	計
わくわく (3～5歳児)	知的障がい	53	53
	肢体不自由	6	6
すくすく (1・2歳児)	知的障がい	27	27
	肢体不自由	17	17
計		103	103

※ 令和7年3月末日現在

(5) 新規入園児の入園前の状況

(単位：人)

区 分		わくわく (3～5歳児)		すくすく (1・2歳児)		計
		知的障がい	肢体不自由	知的障がい	肢体不自由	
東部療育センター1	知的障がい児わくわく(3～5歳児)		-			0
	肢体不自由児わくわく(3～5歳児)	-				0
	知的障がい児すくすく(1・2歳児)	11	-		-	11
	肢体不自由児すくすく(1・2歳児)	1	3	1		5
	分 園	3	-	-	-	3
在宅		3	-	18	13	34
保育園(障がい児保育)		3	-	1	-	4
保育園(障がい児保育以外)		3	-	9	-	12
幼稚園		3	-	-	-	3
他の施設		-	-	-	-	0
計		27	3	29	13	72

※ 令和6年4月1日～令和7年3月末日の在籍児

(6) 進路状況

(単位：人)

進路先		在籍クラス		わくわく (3～5歳児)		すくすく (1・2歳児)		計
		知的障がい	肢体不自由	知的障がい	肢体不自由			
東部療育センター	知的障がい児わくわく (3～5歳児クラス)	35	-	10	-	45		
	知的障がい児すくすく (1・2歳児クラス)			-	3	3		
	肢体不自由児わくわく (3～5歳児クラス)	-	6	7	3	16		
	肢体不自由児すくすく (1・2歳児クラス)			-	10	10		
他の通園施設		-	-	1	-	1		
民間児童発達支援事業所		-	-	2	-	2		
分園 (松香台)		-	-	-	-	0		
保育園 (障がい児保育)		-	-	-	1	1		
保育園 (障がい児保育以外)		-	-	2	-	2		
幼稚園		-	-	4	1	5		
小学校	通常学級	-	-	-	-	0		
	特別支援学級	知的障がい	5	-	-	-	5	
		情緒障がい	2	-	-	-	2	
		肢体不自由	-	-	-	-	0	
		聴覚障がい	-	-	-	-	0	
		言語障がい	-	-	-	-	0	
		弱視	-	-	-	-	0	
特別支援学校 (知的障がい)	10	-	-	-	10			
特別支援学校 (肢体不自由)	-	-	-	-	0			
盲学校 (幼稚園部)	-	-	-	-	0			
聾学校 (幼稚園部)	-	-	-	-	0			
在宅	-	-	-	-	0			
市外転居	1	1	3	-	5			
その他	-	-	-	-	0			
計		53	7	29	18	107		

※ 令和6年4月1日～令和7年3月末日の間に在籍した児童

第7 一時預かり事業

1 概要

「一時預かり事業」は、福岡市内の児童発達支援センターを利用する世帯の就労を支援するため、福岡市の児童発達支援センターに通園する児童を対象に、療育終了後の一時預かり（18時まで）を行うもので令和6年10月1日から開始された。預かり利用にあたっては、事前に福岡市への利用申請および承認を受ける必要がある。

2 内容

- | | |
|------------------|--|
| (1) 対象児 | <ul style="list-style-type: none">・一時預かりを実施する児童発達支援センターに単独に通園する児童
※親子通園の児童は一時預かりの利用は不可・保護者全員が、一時預かりの必要性の事由に該当すること・令和6年度は、民間の児童発達支援センターであるさくら園に通園している児童も対象とした |
| (2) 一時預かりの必要性の事由 | 就労、妊娠中又は出産後、求職活動、負傷・疾病・障がい等がある、同居家族が看護・介護、災害等の復旧など |
| (3) 事業開始日 | 令和6年10月1日 |
| (4) 預かり日 | 施設の開所日 |
| (5) 利用時間 | 療育終了後（15：00）～18：00 |
| (6) 利用人員 | 最大定員16名 |
| (7) 利用料 | 無料※おやつ、飲料は各自で準備 |
| (8) その他 | 18時までに保護者が迎えに来る必要あり |

3 実施状況 (令和6年10月1日～令和7年3月31日)

(1) 利用の状況

実施日数	利用実人数
100日	476人

(2) 障がい種別人数 (単位：人)

区分	知的障がい	肢体不自由	計
利用児	10	0	10

(3) 医療ケア児等の利用状況 (単位：人)

区分	医療ケア児	医療配慮児	計
利用実人数	0	0	0
利用回数	0	0	0

医療配慮児：けいれん発作未コントロール、状況によっては喀痰吸引など、
必要に応じて看護師が対応する児童

第8 日中一時支援事業

1 概要

「日中一時支援事業」は、平成23年7月1日から開始し、保護者又は家族の就労、疾病、事故、出産その他の理由により家庭において保護を受けることが一時的に困難となった児童を対象に、事業者が管理運営する施設で、一時的に保護を行うサービスである。

2 内容

- (1) 対象児 1歳児から就学前までの知的障がい児、肢体不自由児及び発達障がい児
- (2) 契約 福岡市からの受給者証交付ののち、保護者と東部療育センターとの契約
- (3) 利用の要件
- 社会的理由 疾病、出産、冠婚葬祭、看護、学校等の公的行事への参加等
 - 私的理由 旅行、休息、仕事等
- ※通園日についても、通園時間以外の利用は可能
- (4) 事業開始日 平成23年7月1日
(医療ケア児・配慮児については8月1日)
- (5) 利用日 月曜日から金曜日まで
ただし休園日及び祝日、行事等により対応が困難な日を除く。
- (6) 利用時間 9:30~17:00
- (7) 利用人員 1日あたりの利用定員は3人
9:30~17:00 (2人) 14:00~17:00 (1人)
- (8) 利用回数 各人 月6回以内
- (9) 昼食 給食は希望者に、1食650円で提供 (食事提供加算あり)
- (10) その他 送迎は保護者が行う。

3 実施状況

(1) 利用の状況

開館日数	実施日数	利用回数	契約者数	利用実人数	給食提供
217	217	465	54	38	41 ※

※キャンセルは含まず

(2) 支給決定区分別利用回数

(単位：回)

区 分	単価1	単価2	単価3	遷延性	重症心身	計
4時間未満	4	1	357	0	29	391
4時間以上	0	1	66	0	7	74
計	4	2	423	0	36	465

(3) 障がい種別人数

(単位：人)

区 分	知的障がい	肢体不自由	重症心身障がい	遷延性障がい	発達障がい	計
契約児	41	3	4	0	6	54
利用児	27	3	3	0	5	38

(4) 医療ケア児等の利用状況

(単位：人・回)

区 分	医療ケア児	医療配慮児	計
利用実人数	1	8	9
利用回数	12	103	115

医療配慮児：けいれん発作未コントロール、状況によっては喀痰吸引など、必要に応じて看護師が対応する児童

第9 給食

1 概要

わかば園の通園児と日中一時支援事業利用児に対して給食の提供を行っている。アレルギー食や特別形態食の対応も行っている。

2 給食基準

厚生労働省の定めた「日本人の食事摂取基準」（2020年度版）の推定平均必要量等により、昼食（デザート及び飲み物含む）相当分で35%とした。

区分	エネルギー (kcal)	たん白質 (g)	脂肪 (g)	カルシウム (mg)	鉄 (mg)	ビタミン			
						A (ug)	B 1 (mg)	B 2 (mg)	C (mg)
目標	449	19.1	13.5	204	1.9	163	0.25	0.28	18
平均	448	19.1	15.6	201	1.9	203	0.3	0.36	26

3 調理状況

区分 月	調理日数 (日)	提供食数等				
		単独通園	親子通園	日中一時	総数	1日 平均食数
4月	13	555	72	0	627	48.2
5月	21	763	124	2	889	42.3
6月	20	800	137	0	937	46.9
7月	22	920	166	0	1,086	49.4
8月	13	559	94	0	653	50.2
9月	19	791	154	3	948	49.9
10月	22	913	157	6	1,076	48.9
11月	20	794	195	10	999	50.0
12月	19	773	173	5	951	50.1
1月	18	786	195	3	984	54.7
2月	18	724	172	6	902	50.1
3月	15	706	168	7	881	58.7
合計	220	9,084	1,807	42	10,933	50.0

4 特別調理

アレルギーを持つ子どもに対しては、アレルゲンとなる食材を除去し、別の食材に置き換えてアレルギー食を提供している。また、子どもの口腔機能（咀嚼力・嚥下力など）に対応した特別形態食を提供している。

(単位：食)

区分			特別食内容	年間食数	区分			特別食内容	年間食数
特別形態食	主食	ごはん	軟飯	26	特別形態食	おかず	軟菜	543	
			経口ペースト	254			経口ペースト	326	
			注入ペースト	2			注入ペースト	1	
			ムース	2			ムース	2	
		パン	粥	0		果物	経口ペースト	186	
			パン耳スティック	0			注入ペースト	1	
			経口ペースト	32		アレルギー食	アレルゲン	卵	343
			注入ペースト	2				乳・乳製品	37
			ムース	0	小麦			91	
		めん	26	ごま・ナッツ	128				
		めん	3cm	0					
			経口ペースト	20					
			注入ペースト	0					
			ムース	0					
				0					

5 その他

- ・保護者からの要望に応じて、給食レシピを作成し配布した。
- ・保護者を対象として給食学習会を開催した。
- ・年度後半、体制が整ってからムース食、訓練食としてパンスティック、偏食対応として、偏食フライ等を提供した。

第 10 啓発に関する事業

1 センター公開講座

地域に根ざした療育センターとして、東区内の保育園、幼稚園や児童施設との連携を深めながら、子どもの発達を支援することを目的に開催している。

令和6年8月22日に「発達特性のある子への理解と支援～幼児期に大事にしたいこと～」をテーマに対面形式とオンライン形式で3つの講座を実施した。発達相談員が「行動から見える子どもの特性の捉え方」について、訪問支援保育士が「保護者支援」について、講座を実施した。東区内の幼稚園・保育園など、42園・116名の参加があった。

2 東福岡特別支援学校との連携

(1) 連携協議会

多様な連携を支援学校と行うようになり、これまでの取り組みとともに、今後の方向性について審議する協議会であり、①学齢期への移行 ②お互いの専門性の活用 ③地域への発信 ④その他 の4項目の枠組みで連携を行っている。

(2) 計画的で効果的な就学移行

支援学校に就学する通園児を対象に、スムーズな就学移行につなげるために、入学前に保育担任と情報交換を行った。

就学後、今後の在園児の療育に活かすために、保育担任が学校の様子を見学する機会を作っていたが、令和6年度は、実施を見合わせた。

(3) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による支援

例年、学校生活場面において、姿勢や日中活動へのアドバイスや、不器用などの身体の使い方、言語・コミュニケーション面、食事に対する支援を求められ、年度初めに年間計画を立て、支援を行っている。

姿勢運動については理学療法士が、感覚運動面、手指操作などについては作業療法士が、言語・コミュニケーション面については言語療法士が、実際の学校生活の場面でアドバイスを実施した。食事については、給食場面でアドバイスを実施した。

(理学療法士 2ケース、作業療法士 3ケース、言語聴覚士 5ケース)

(4) 学校サポーターへの就任

センター長が学校サポーターに就任し、サポーター会議に出席した。(年3回開催)

3 地域との連携

当センターの位置する青葉校区は、13自治会からなる自治連合協議会、公民館、幼稚園、小・中学校、特別支援学校、校区社会福祉協議会、PTA、消防分団など とコミュニティ連絡会を形成しており、当センターも会員として次のような地域との連携を行っている。

令和6年度は、コミュニティ連絡会が2か月に1回の頻度で開催され、計5回出席した。「青葉地域支援ネットワーク会議」や校区社会福祉協議会主催の「ボランティア養成講座」については、令和2年度より実施が見送られているが、今後要請に応じて参画する。

4 福岡市社会福祉事業団公開講座（あいあいセミナー）

福岡市社会福祉事業団の児童関係施設及び事務局が協力して実行委員会を設置し、平成11年度より、障がい児保育に携わる保育者・学生等を対象に公開講座を開催している。

令和6年度は、オンラインにて実施をした。

5 福祉用具フェスタ

あいあいセンター、あゆみ学園、西部療育センター、東部療育センターが協力して障がいのある方たちの福祉用具の展示会を令和6年7月6日（土）に実施した。

障がい児とその家族等91人が来場された。

第 11 分園（すてっぷ松香台）

1 概 要

東部療育センター分園すてっぷ松香台は、増大する療育ニーズに応えるため、また、幼稚園・保育園に通いながら、専門的支援を受けたいというニーズに応えるため、児童発達支援事業所として平成28年4月から開設している。

2 目 的

知的障がい児・発達障がい児の集団行動と就学に向けて情報提供や保護者同士の交流を図る。

3 対 象

福岡市内に居住する知的障がい児・発達障がい児

4 内 容

- ・単独通園 週1日（幼稚園、保育園との並行通園児）
- ・親子通園 月2日（幼稚園、保育園との並行通園児）

5 事業実績

(単位：人)

区 分	単独通園 (週1日)	親子通園 (月2日)	計
年間在籍児数	41	41	82
年間延療育人数	1,295	702	1,997

第 12 そ の 他

1 技術援助

(1) 福岡市適性就学相談会

令和6年度は136人の就学予定児について、保護者の了解を得て、センターから心身状況の情報提供を行った。なお、センター長が福岡市発達教育委員会からの依頼で就学支援委員会委員に委託されている。

(2) 乳幼児健診への協力

保健福祉センターで実施される乳幼児健診へ法人内の医師を派遣し、障がい児の早期発見に求められる専門性に係る支援を行った。

事業名	場所	実施件数	従事職員
3歳児健診	東区保健福祉センター	1件	小児科医
1歳6か月健診	東区保健福祉センター	1件	小児科医

2 実習生・見学者

(1) 実習生受入

福祉人材の育成に寄与するため、実習学生と職場体験希望者を次のとおり受け入れた。

種 目	項 目	機 関 別				計
		4年制大学	短期大学	専門学校	そ の 他	
保 育 実 習	養成機関数	3	2	0	-	5
	件 数	3	2	0	-	5
	実 日 数	23	20	0	-	43
	学生実数	13	2	0	-	15
実 践 実 習 (臨床心理士)	養成機関数	1	-	-	-	1
	件 数	1	-	-	-	1
	実 日 数	10	-	-	-	10
	学生実数	2	-	-	-	2
介 護 等 体 験	養成機関数	1	-	-	-	1
	件 数	1	-	-	-	1
	実 日 数	5	-	-	-	5
	学生実数	1	-	-	-	1
臨 床 実 習 等 (O T ・ S T)	養成機関数	2	-	-	-	2
	件 数	4	-	-	-	4
	実 日 数	55	-	-	-	55
	学生実数	6	-	-	-	6

(2) 見学者

令和6年度は67人が視察や見学のため来所された。

(単位：人)

施設区分	区分	西区	早良区	城南区	中央区	南区	博多区	東区	市外	県外	計
行政機関	見学者数	-	-	-	25	-	-	-	-	-	25
	団体数	-	-	-	3	-	-	-	-	-	3
福祉関係団体	見学者数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
	団体数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
福祉施設職員	見学者数	2	-	-	-	-	-	15	-	-	17
	団体数	1	-	-	-	-	-	10	-	-	11
学校関係	見学者数	1	-	-	-	-	-	2	-	-	3
	団体数	1	-	-	-	-	-	1	-	-	2
学 生	見学者数	-	1	-	-	-	-	19	-	2	22
	団体数	-	1	-	-	-	-	2	-	2	5
そ の 他	見学者数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
	団体数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
見学者数合計(人)		3	1	0	25	0	0	36	0	2	67
団体数合計(件)		2	1	0	3	0	0	13	0	2	21

3 研修・研究

(1) 派遣研修

派遣職員	派遣先等	期間	研修会名
センター長	名古屋	3日間	第66回日本小児神経学会学術集会
保育士	オンデマンド 配信	1日間	第146回摂食・嚥下指導(基礎・実習)講習会
発達相談員	京都市	2日間	2024年度新版K式発達検査を用いた発達援助セミナー Srage2
ケースワーカー	eラーニング 福岡市	7日間	2024年度福岡県相談支援従事者初任者研修 (全日程コース)
保育士他1名	eラーニング	2日間	2024年度福岡県相談支援従事者初任者研修(講義のみ)
保育士	福岡市	2日間	2024年福岡県サービス管理責任者、児童発達支援管理 責任者実践研修
センター長 他2名	鹿児島市	2日間	令和6年度一般社団法人全国児童発達支援協議会 第31回中四国・九州ブロック職員研修会鹿児島大会
次長他1名	福岡市	1日間	令和6年度全国社会福祉事業団協議会九州ブロック職員 大会
相談係長他1名	福岡市	3日間	令和6年度福岡県相談支援従事者現任研修
センター職員	オンライン	1日間	全国児童発達支援協議会第13回全国施設管理者等研修
保育士	福岡市	1日間	チーム支援力向上ワークショップ「はじめの一步」
保育士	福岡市	2日間	チーム支援力向上ワークショップ「ここからの一步」
保育士他5名	福岡市	1日間	教育センター課題研修(特別支援教育)

(2) 職場研修

実施日	内容（テーマ）	講師
令和6年4月1日（月）	服務・個人情報研修 「情報の取り扱いについて」	次長
令和6年4月4日（木）	接遇研修	センター長
令和6年5月10日（金）	救急（小児）講習	福岡市消防局 村岡 久光 氏
令和6年6月14日（金）	「東部療育センターにおける具体的な感染症対策」 ～感染症に対する当センターの指針の共有を目指して～	センター長
令和6年7月12日（金）	「放課後等デイサービスにおける取り組み」について	株式会社ソルエスペランサ 放課後等デイサービス コミット 代表 湊 圭司 氏
令和6年9月13日（金）	メンタルヘルス研修 「アロマヨガ～5感で感じるリフレッシュ体験」	アロマヨガ教室 MARI YOGA 代表：前田 真理 氏
令和7年1月10日（金）	人権研修 「療育センターの職員に求められるもの」 ～報道マンとして、親の立場として～	RKB 毎日放送 東京報道部長 神戸 金史 氏
令和7年1月31日（金） 2月14日（金）	虐待防止研修 ～障がい者虐待防止法の基本～	障がい者虐待防止センター 坂本 宜昭 氏

(3) 研究発表

テーマ・発表者職氏名	発表場所
わかば園の子どもたちと地域をつなぐボランティアの取り組み 東部療育センター わかば園 保育士 吉元 くらん 坂元 美奈 井出 泰葉 高地 舞 通園係長 粟野 由香	福岡市社会福祉事業団 研究・実践 成果発表会（論文提出）

(4) 論文・著作

テーマ・発表者職氏名	掲載場所

(5) 講師派遣状況

各機関、団体より依頼を受けて講師として対応している。

派遣先	担当職種	派遣内容	回数
原看護専門学校	保育士	学生研修	1
教育センター	理学療法士	職員研修	1
九州産業大学	社会福祉職	学生研修	1
子ども未来局子育て支援部保育支援課	保育士	障保園内研修	7
子ども未来局子育て支援部保育支援課	保育士	福岡市特別支援保育 東区区別研修	1
子ども未来局子育て支援部保育支援課	保育士	福岡市特別支援保育 主任者研修	1
子ども未来局子育て支援部保育支援課	保育士	福岡市認可外保育施設 職員研修	1
福岡市障がい者基幹相談支援センター	保育士	医療的ケア児等コー ディネーター養成研修	1
福岡市障がい者基幹相談支援センター	保育士、 社会福祉職	医療的ケア児等支援者 養成研修	2

4 ボランティア

(1) ボランティアの募集

東区社会福祉協議会のホームページ、市政だよりで募集を行ったほか、青葉公民館に募集ポスターの掲示を依頼した。

募集による応募のほか、利用児の家族等からの紹介や大学のボランティアサークルからの協力依頼もあった。

(2) 登録者の状況

ボランティアの登録者は女性が多く、年齢層は幅が広い。また、8割以上が東区居住者である。

ボランティア登録者の年齢構成

(単位：人)

区 分	19歳以下	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代	合計
女	-	1	3	5	2	5	3	-	19
男	-	1	-	-	-	2	2	2	7
合 計	0	2	3	5	2	7	5	2	26

(3) 活動状況

ボランティア活動状況（延人数）

(単位：人)

区 分		活 動 項 目	人 数
通園係	通園児	保育補助、託児、散歩	6
	きょうだい児	託児（プール、親子通園同伴、園行事）	5
相談係	外 来	保育補助、託児	-
		きょうだい児託児	-
行事関係（運動会、交流会、遠足）			9
教材製作			3
環境整備（除草作業）、畑の整備			1
計			24

※今年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため制限を設けた。

東部療育センターの案内

○利用対象 おもに東区在住の就学前の児童とその保護者

○利用時間 午前9時～午後5時

○休館日 土曜日・日曜日・祝日

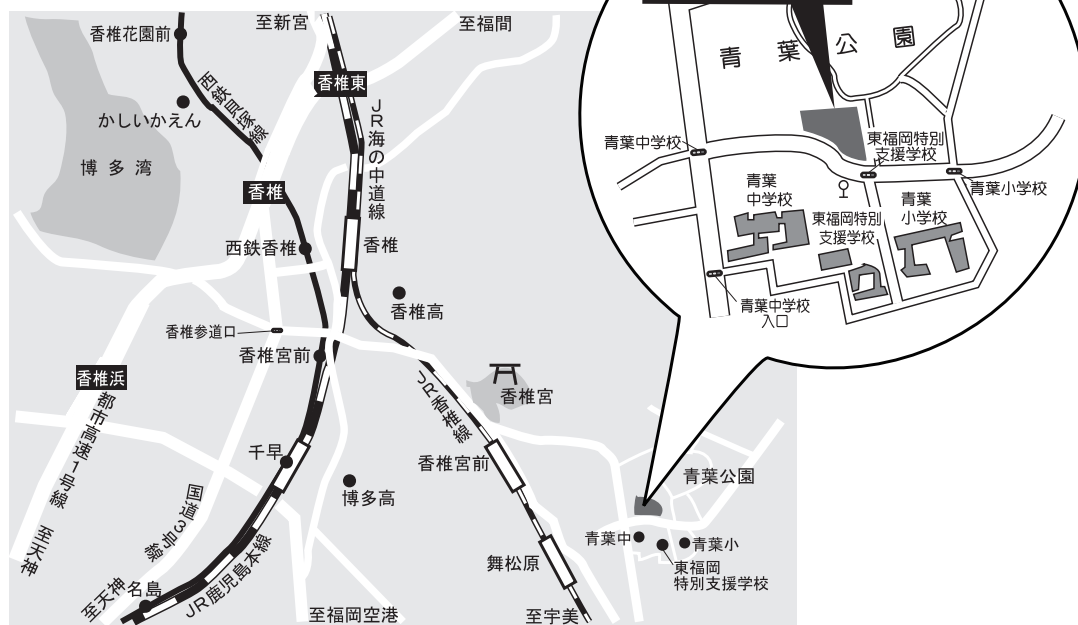
12月29日から1月3日まで

○連絡先 TEL (092) 410-8234 (代表)

FAX (092) 691-3510

○所在地 〒813-0025 福岡市東区青葉4丁目1番1号

交通案内



交通機関

- JR 香椎線「舞松原駅」下車 徒歩13分
- 西鉄バス「青葉小学校前」下車 すぐ 270系統・27B系統
- 香椎参道口交差点から車で7分